



こども・子育て
世帯を応援！

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
 - 支給期間を高校生年代まで延長します。
 - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
 - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- ※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
- ※ 令和8年度より全国実施[※]

子ども・子育て支援金分の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は4月分の保険料からです。

- ※ 医療分・後期分・介護分保険料と併せて徴収します。
なお、現行の医療分・後期分・介護分の保険料は据え置きます。

富山県建設国保の子ども・子育て支援金分保険料は500円/人(月額)になります。

- ※ 富山県建設国保に加入している18歳以上のすべての組合員および家族の方から徴収します。
「18歳以上」とは毎年4月1日時点で18歳以上の方を指します。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

- A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出した
だき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや
子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

- A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していること
から、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化
プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども
子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援
金制度はこれを支える財源の一部です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

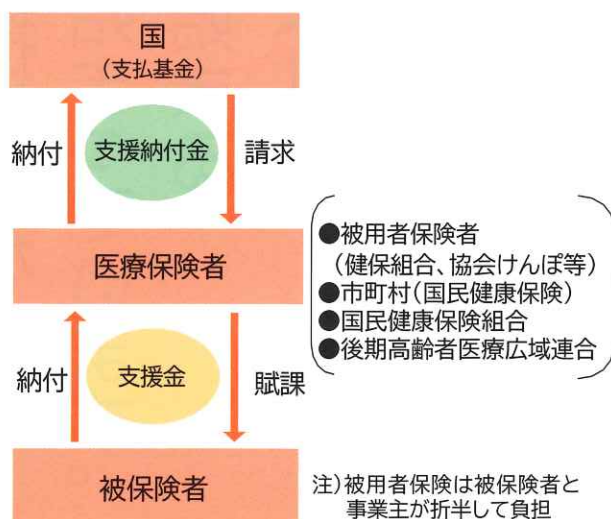
- A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手
となることから、こどもの育ちを支える支援金制度
は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢
者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全
体で支える仕組みとしています。



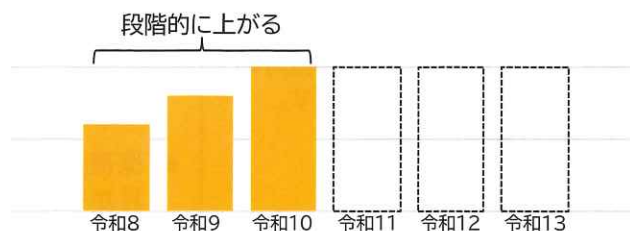
Q 令和9年度以降も徴収は続くの?

- A 子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から令和
10年度にかけて段階的に導入され、令和10年度以
降も継続して徴収が続く制度です。令和9年度以降
の保険料は、毎年、国(支払基金)から当国保に請求
される「支援納付金」を基に決定した後、改めて皆様
にお知らせします。

支援金の徴収の流れ



支援金の導入イメージ



こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日 9時から18時)